

名家連ニュース

令和2年8月26日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.746号

障害年金復習シリーズ⑱ ガイドライン及び診断書の着目点(4)

❖ 診断書⑩のエ欄 現症時の就労状況について ❖

働いていると障害年金は「受給できない」「困難である」という誤った理解が未だに存在していますが厚生労働省と日本年金機構が診断書を作成する医師向けに出している要領「[診断書\(精神の障害用\)の記載要領](#)」(ニュース744号)の15ページには「就労している事実だけで障害年金の支給決定が判断されることはありません」と明記されています。次ページの総合評価の際に考慮すべき要素の例④就労状況では

- 就労系障害福祉サービス(就労継続支援A型、就労継続支援B型)及び障害者雇用制度による就労については、1級または2級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。
- 障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2級の可能性を検討する。一としています。
- また、名古屋市発行の精神障害者地域移行支援ガイドブックには、生活費として「障害年金6.5万円+工賃7～8万円(就労継続支援A型・週25時間利用者の支給額に相当)」を計上しています。支援者の皆様にはガイドラインに即した情報を家族・本人に届けて頂きたいと思えます。名古屋市ガイドブックURLは下記です。



<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000104/104940/chiikiikoushien.pdf>

❖ 診断書⑩エ欄の記載にあたって、ガイドラインの要項が医師に求めている内容

- 就労の有無を本人や家族などから聴きとり記入する。※家族の面談や聴き取りを重視している。
- 仕事場の内外を問わず、就労を継続するために受けている日常の援助や配慮の状況も記入する。※家族の援助がなければ就労はおぼつかない実態など具体的に主治医に伝えるようにしましょう。
- 現症日以前一年間に病気休暇または休職の期間がある場合は、「仕事場での援助の状況や意思疎通の状況」欄に、病気休暇や休職の時期(始期及び終期)及び就労復帰後の状況を詳しく記入する。

❖ 診断書⑪ 現症時の日常生活能力及び労働能力の記載例

日常生活能力は「日常生活全般に援助が必要」「引籠り状態」「居場所がない」
「社会参加ができない」など

就労は「困難」「不能」「難しい」「不可能」など



❖ 診断書⑫ 予後の記載例 「不良」「好転は難しい」「不詳」「予測困難」など

❖ 診断書⑬ 備考「障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードがF4)の傷病名を記入した場合であっても、「統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、その病態とICD-10コードを記入して頂くよう依頼しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011ncr-att/2r98520000011nq2.pdf>

F4：不安障害、強迫性障害、解離性障害など。F5：摂食障害、F6：人格障害なども諦めないで下さい。